

ご注意ください！

保険料を滞納し続けると 給付制限を受けることになります！

介護保険料は介護保険制度を維持するための大切な財源です。納期限から1年以上保険料を滞納し続けると、滞納期間に応じて次のような保険給付の制限が適用され、被保険者証に記載されます（滞納状況によってはAの給付制限とBまたはCの給付制限が同時に適用されます）。

【1】 納期限から2年以上経過している(時効となっている)未納の保険料がある

はい

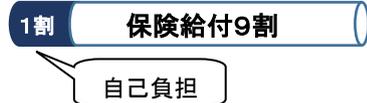
いいえ

A: 保険給付の減額及び高額介護サービス費等の不支給が適用されます

納期限から2年を過ぎた保険料は時効により納付できなくなります。この場合、未納期間に応じた一定期間、自己負担が3割(一定以上の所得がある方は4割)に引き上げられるほか、高額介護等サービス費、特定入所者介護サービス費も受けられなくなります。要介護・要支援認定前10年間の未納期間が算定されます。

【イメージ】

保険給付の減額が適用されると...



【2】 納期限から1年6か月以上経過している未納の保険料がある

【2】へ進む

はい

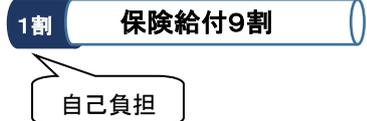
いいえ

B: 保険給付の支払いの一時差し止めが適用されます

いったん介護サービスの費用を全額(10割)負担し、申請により保険給付分9割(一定以上の所得がある方は8割または7割)の払い戻し(償還払い)を受けることとなりますが、滞納している保険料が納付されるまでは払い戻しが一時差し止めとなります。その後も滞納が続いた場合、差し止めしている保険給付分を滞納保険料へ充当します。

【イメージ】

保険給付の支払いの一時差し止めが適用されると...



滞納保険料に充当 | 申請により充当後の残額を払い戻し

【3】 納期限から1年以上経過している未納の保険料がある

はい

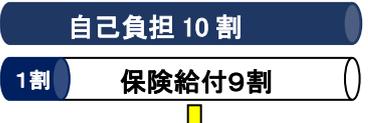
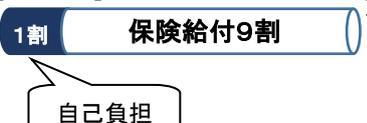
いいえ

C: 支払方法の変更(保険給付の償還払い化)が適用されます

いったん介護サービスの費用を全額(10割)負担し、申請により保険給付分9割(一定以上の所得がある方は8割または7割)の払い戻し(償還払い)を受けることとなります。

【イメージ】

支払方法の変更が適用されると...



申請により払い戻し

現時点では給付制限は適用されません。引き続き納期限内にご納付をお願いします。

よくあるご質問

Q1. 保険料はどうして納めなければならないのですか？

A1. 介護保険制度は、高齢者が介護を要する状態になっても、自立した日常生活を営むことができるために必要なサービスが提供されるよう、社会全体で支え合う制度です。

被保険者は、介護が必要と認定されたときには1割、2割または3割負担で介護サービスを利用できます。介護サービスに必要な費用は、50%が国や自治体からの公費、50%が被保険者からの保険料でまかなわれており、保険料は制度を維持するための大切な財源です。

Q2. 保険料を支払わなかった場合、要介護認定の申請はできなくなるのですか？

A2. 要介護認定の申請についての制限はありません。しかし、介護サービスを受けるときの費用を、保険給付分も含めていったん全額支払ったり、自己負担が引き上げられたりします（自己負担の割合が1割または2割の方は「3割」、3割の方は「4割」に自己負担割合が引き上げられます）。詳しく1ページ目をご覧ください。

Q3. 給付制限が行われる場合、事前に連絡はあるのですか？

A3. 1ページ目のB「保険給付の支払いの一時差し止め」及びC「支払方法の変更」の給付制限を行う際には、事前に本人（別途届出があった場合には変更後の送付先）に予告通知をします。

A「保険給付の減額及び高額介護サービス費等の不支給」は、事前の連絡はありません。

Q4. 給付制限はいつから行われるのですか？また、中止されるのはいつですか？

A4. 法令で定められている期間の保険料滞納があった被保険者に対して、被保険者証に記載をした時点から行われます。具体的には、1年以上の保険料滞納がある場合、要介護認定日に決定し、翌月初日に開始します。また、中止されるのは保険証の記載を削除した時点となります。「支払方法の変更」の場合は、滞納保険料の著しい減少が確認できた日、「給付額の減額」の場合は算定された期間の終了日となります。

Q5. 今からでも滞納していた保険料を全額払えば給付制限を回避できますか？

A5. 1ページ目のB「保険給付の支払いの一時差し止め」及びC「支払方法の変更」は回避できますが、A「保険給付の減額及び高額介護サービス費等の不支給」は回避できません。

→B及びCは、まだ時効を迎えていない保険料に係る給付制限であるため、Q3の予告通知の時点ですぐに納付することで、回避することができます。

→Aは、既に時効となり納付することができない保険料に係る給付制限であるため、あとから回避することはできません。過去10年の間で時効となった保険料がある場合は、介護サービスを利用する際に、一定期間、自己負担が3割（もともと3割負担の方は4割）になり、保険料を払わなかった期間が長いほど、給付額の減額期間は長くなります。また、その期間中、高額介護等サービス費や特定入所者介護サービス費は支給されません。